

修正箇所（嵐山宮ノ北）

| 該当頁 | 修正後 | 修正前 | 摘要 |
|----------|---|--|---------------------|
| 嵐山宮ノ北-21 | <p>4 . 5 費用便益比以外の事業の有効性</p> <p>本急傾斜地崩壊対策事業においては、<u>崩壊土砂防護柵</u>の設置を計画している。</p> <p>本箇所のように、斜面と人家との間が狭い場合に有効な工法で、<u>崩壊土砂防護柵</u>により崩壊土砂を捕捉し、施設効果を発揮した事例が確認されている。</p> <p>人家と斜面との間に<u>崩壊土砂防護柵</u>を設置することで、<u>被害の軽減と避難時間の確保が図られ、多くの人家の保全に寄与するとともに、危険時のソフト対策と一体的に推進することで人的被害の防止効果が一層高まる。</u></p> <p>費用便益比以外の事業の有効性としては、事業完了後に施設の整備効果を見込むことで、土砂災害特別警戒区域の縮小が期待され、法裾の土地利用規制・建築制限が解除される。</p> | <p>4 . 5 費用便益比以外の事業の有効性</p> <p>本急傾斜地崩壊対策事業においては、<u>崩壊土砂防護柵</u>の設置を計画している。</p> <p>本箇所のように、斜面と人家との間が狭い場合に有効な工法で、<u>崩壊土砂防護柵</u>により崩壊土砂を捕捉し、施設効果を発揮した事例が確認されている。</p> <p>人家と斜面との間に<u>崩壊土砂防護柵</u>を設置することで、<u>_____多数の人家を保全すること</u>が可能となり、<u>_____人</u>的被害を防止することができる。</p> <p>費用便益比以外の事業の有効性としては、事業完了後に施設の整備効果を見込むことで、土砂災害特別警戒区域の縮小が期待され、法裾の土地利用規制・建築制限が解除される。</p> | <p>委員会における意見を反映</p> |